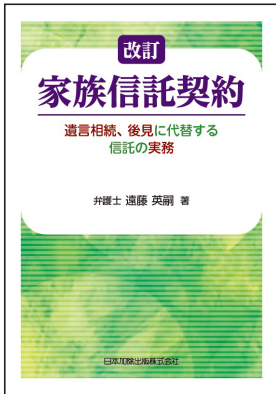


✓金融機関の理解を得られる信託契約とは？ ✓契約が機能するための留意点は？

# 制度や実務の現状をカバーし、 新規文例を追加した6年ぶりの改訂版！



# 改訂 家族信託契約

## 遺言相続、後見に代替する信託の実務

弁護士 遠藤英嗣 著

2023年4月刊 A5判 360頁 定価3,960円(本体3,600円) 978-4-8178-4874-1 商品番号:40693 略号:家契

- 信託に関する最新の重要裁判例(令和3年9月17日東京地裁判決等)を踏まえ、家族信託支援業務を担う士業等の果たすべき責任について解説。
- 金融機関が納得できる信託条項とともに、「危険な信託条項」や「信託もどき事例」を多数紹介。
- 委託者の地位の移転承継に伴う、後継委託者の増加と権限の濫用への対応策として、著者が取り入れている「委託者代理人(制度)」の解説とその条項例を新規収録。

### 【主な収録内容】

- 序論 過渡期を迎えた家族信託契約  
— 家族民事信託を理解していただくために —
- 第1編 家族信託契約を知る  
— 家族民事信託を利用する人のために —
- 第1章 家族信託契約の法制度を知る  
第2章 家族民事信託の基礎を知る  
第3章 家族信託契約を選択する理由  
第4章 家族信託契約と公正証書の役割
- 第2編 信託の企画制作のための大事な知識  
— 家族信託契約を企画制作する人のために —
- 第1章 家族信託企画制作者の持つべき正しい知識  
第2章 信託企画制作者のしごと  
第3章 家族信託契約が機能するための留意点  
第4章 信託税制を考える—課税制度を考えない信託は危険—  
第5章 秘匿したい信託条項と登記手続
- 第3編 銀行等金融機関が納得する信託契約  
— 金融機関において信託口座を開設するための留意事項と求められる信託条項 —
- 第1章 金融機関が納得できる信託行為を考える  
第2章 金融機関をはじめ皆が納得する家族民事信託条項—実際に活用している文例を解説する—  
第3章 金融機関等が困る「信託もどき事例」など
- 第4編 家族信託契約と任意後見の併用  
— 二つの契約のハイブリッド —
- 第1章 任意後見契約との併用の必要性  
第2章 任意後見契約との併用の留意点など  
第3章 文例資料編

### 第2 委託者代理人

(委託者代理人)

第6条の2 本信託において、当初委託者が意思能力を著しく欠く状態になったとき及び後継の受益者が委託者の地位を取得したときには、当該委託者のために信託法が定める委託者の権利(受益者指定変更権及び信託目的を変更する権利を除く。)に関する一切の裁判外の行為を代理人(以下「委託者代理人」という)を選

### 第1章 金融機関が納得できる 信託行為を考える

#### Point

信託事務開始手続の中で重要なのが金銭等金融資産を移転・管理するための「信託口座」の開設である。

信託口座は、受益者名義ではあるが、もちろん受益者の固有財産として扱われる口座(預金口座)とは別扱いとされ、倒産隔離機能を有した家族民事信託管理の口座である。したがって、受益者の死亡でも凍結されないが、受益者、代行者以外払い戻しはできない。一方、信託口座に似せた「信託もどき口座」では、受益者の死亡によって預金は凍結され、新受益者において預金の払い戻しはできず、他方受益者の相続人において、所定の手続で払い戻しができてしまう可能性が高い。

本章では、金融機関における信託口座開設手続及びチェック項目等について説明する。

- 信託口座開設先の金融機関が求める信託条項
- 金融機関における信託口座の留意点
- 金融機関のリーガルチェック

#### 第1 信託口座開設

##### 1 信託口座開設を拒否

(1) 多くの銀行等が信託口座開設を拒否する理由として、銀行等金融機関が信託口座開設を拒否する理由として、

金融機関における  
信託口座開設に当たっての  
チェックポイントを解説!

第9条第1項で定める受益者代理人が兼この者が就任しないときはその任務が後任の委託者代理人を選任し、もし委しは、受益者もしくは後継受益者またはもしくは専門的知識を有する者から委託

本旨に従い、善良な管理者として信託事務を執行する委託者の権限

るときは、この委任状に基づき、委託者代理人は、委託者の権利を行使する

実際に  
活用できる  
信託条項

#### (1) 信託設定の目的が正しいかどうか

信託口座がいわゆる「資産隠し」のためではないかどうか、その他「名義信託」や「いっさい指示待ち受働信託」(本書17頁)ではないかどうかの確認も兼ねて行うことになる。

#### (2) 信託条項が信託の目的と合致しているかどうか

次に、信託の目的と矛盾する信託条項がないことである。ここでのチェックポイントは、信託の目的からは考えられない信託条項(相反する信託条項)の有無である。信託の目的に矛盾する信託条項があるということは、多分に信託としては有効とは言えないと考えるべきである。例えば、福祉型信託であるのに、受益者が自由に受益権を譲渡できること、受益権を勝手に譲渡できること、事業承継自由として受益者が処分できたり、事業の対象であること、これに当たる。これは、信託の目的に矛盾する信託条項であるといえる(本書199頁)。

日本加除出版

営業部  
TEL:03-3953-5642  
FAX:03-3953-2061

ツイッターID: @nihonkajo

www.kajo.co.jp



〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号

営業時間: 月~金(祝日除く) 9:00-17:00

日本加除出版HP